亀山市告示第88号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する区間
市道	2 1 3 9 5	道野側道2号線	亀山市布気町字大岨967番7地
			先から亀山市布気町字大岨967
			番3地内まで
市道	2 1 3 9 6	道野側道1号線	亀山市布気町字大岨951番2地
			内から亀山市布気町字大岨967
			番8地先まで
市道	20114	野村布気線	亀山市布気町字横沢423番5地
			先から亀山市布気町字道野606
			番2地先まで
市道	2 1 4 5 2	野尻線	亀山市布気町字古部野383番地
			先から亀山市布気町字古部野383
			地先まで

- 2 指定する期日 令和4年4月1日
- 3 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行 方法
- (1) 道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識その他の道路付属物、樹木等に接触しないよう十分に注意すること。
- (2)後方車両に対し十分な車間距離を保持させ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.23メートル以上、横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見

やすい箇所に掲げること。

(3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるため、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上、走行すること。